



# 市内商店街の空き店舗を利用した新規出店者を募集します！

令和8年度 所沢市空き店舗活用・新規創業支援出店補助事業



市内商店街の活性化を図ることを目的として、商店街内の空き店舗を活用して新規開業する事業において、事業開始に要する経費に対し補助を行います。

## 補助対象の空き店舗 次の（ア）又は（イ）に当てはまる 市内商店街内 の店舗物件（地上1階部分）

- |  |  |
|--|--|
| <p>（ア） .....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>過去に商業の用に供されていた実績がある店舗物件</li> <li><input type="checkbox"/>3か月以上事業が行われていない状態が継続しているもの</li> </ul> | <p>（イ） .....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>過去に事業の用に供されていた実績がある店舗物件が所在する建物を取り壊して、新たに建設した建物に所在する店舗物件</li> <li><input type="checkbox"/>6か月以上事業が行われていない状態が継続しているもの</li> </ul> |
|--|--|

### 次に掲げる店舗は対象外となります

- ・大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナント型店舗物件であるもの
- ・住宅部分を有する店舗物件で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの（工事等により店舗部分と住宅部分を分離することができるものを除く。）

## 補助対象事業者 : 個人（市内在住）・法人（市内で法人登記）・法人等（市内に本拠がある）

### 次のいずれかに該当する事業者は対象外となります

- ・市税の滞納をしているもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係するもの
- ・補助金の交付を受けようとする個人にあっては、空き店舗の所有者が、当該個人、当該個人が運営する法人、当該個人の2親等以内の親族、又は当該個人若しくは当該親族と生計を一にする者であるもの
- ・補助金の交付を受けようとする法人にあっては、空き店舗の所有者が、当該法人、当該法人の代表者、当該代表者が運営する他の法人、当該代表者の2親等以内の親族、又は当該代表者若しくは当該親族と生計を一にする者であるもの
- ・過去に本市において同種の補助金の交付を受けているもの

## 補助対象となる事業 .....

### 次に掲げる要件のいずれも満たす事業

- 小売業、一般飲食店その他サービス業であること
- 一般消費者が店舗に訪れ、店舗において提供されるサービスを利用できる形態のもの
- 1週間当たり5日以上営業を行うこと
- 1日のうち午前11時から午後2時までの3時間を含む時間に営業を行うこと
- 対象地域のにぎわいに貢献する事業であること
- 2年間継続して事業を行うこと

### 次に掲げる事業は対象外となります

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業である事業
- ・中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業を行う事業
- ・申請した年度内に事業の開始を行わない事業
- ・その他市長が不適切と認める事業

## 補助要件：次に掲げる要件のいずれも満たす事業

- 空き店舗が所在する商店街の活動に参加すること
- 補助対象事業のうち許可、認可、登録等が必要な事業にあつては、その許認可等を取得していること
- 既に市内商店街で営んでいる店舗からの移設により開設する事業所でないこと（増設は可）

## 補助対象経費

## 補助率・上限額

1/3（千円未満切り捨て）・120万円

区分	細区分
仲介手数料等	空き店舗、及び事業に必要な駐車場の賃貸借契約に当たり支払った、仲介手数料等（敷金及び保証金を除く。）に相当する費用
工事等の費用	(1) 店舗の内装及び外装の改修工事に係る費用 (2) 住宅部分を有する店舗物件で、店舗部分と住居部分を明確に区分するための工事費用 (3) 事業に必要な備品の設置に係る費用
新規出店に係る 宣伝費用	(1) ポスター、チラシ等の印刷及び配布に係る費用 (2) 新聞への広告折込に係る費用 (3) ホームページの制作に係る費用 (4) 雑誌等への広告掲載に係る費用 (5) 看板の作成及び設置に係る費用 (6) その他新規事業の開始に係る宣伝費用として市長が認めるもの

## 申請書類

- 申請書
- 事業計画書（開店時の資金計画及び開店後2年間の収支計画を含む。）
- 住民票の写し
- 個人は履歴書、法人等は定款・履歴事項全部証明書及び代表者の履歴書
- 市税の滞納がないことの証明書
- 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- 見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し
- 改修等にあつては、改修工事等の内容のわかる図面、  
改修等の前の店舗内及び店舗の外観の写真、店舗の現地案内図
- 許可、認可、登録が必要な事業にあつては、それを確認できる書類の写し
- 商店街加入に関するアピールシート

## 提出先・お問い合わせ

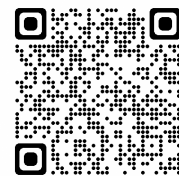
所沢市産業経済部商業観光課

電話：04-2998-9155

E-Mail：

a9155@city.tokorozawa.lg.jp

申請書類  
ダウンロード



## 注意点

- ・改装工事は、交付決定通知後に着手することが条件です。着工後の申請は受け付けられません。
- ・上記の申請書類がすべて提出され次第、先着順で審査・決定していきます。事前相談を行った場合でも、それによって補助金の交付が約束されるものではありません。
- ・予算が無くなり次第、受付を終了いたします。
- ・店舗開店及び実績報告書の提出は、年度内（3月末まで）に終了することが条件です。
- ・補助金の振込は店舗開店後となります。
- ・空き店舗は不動産屋等で各自探してください。市では紹介しておりません。